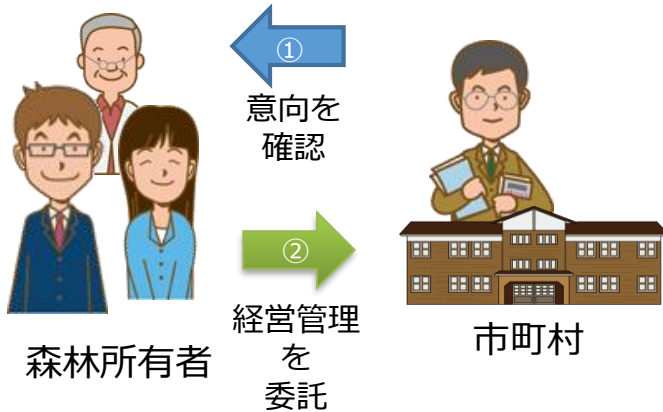


平成31年4月から新たな制度 (森林経営管理制度) がスタートします

適切に経営管理
を実施してい
ない森林

- ① 市町村が森林所有者に、所有森林を今後どのように経営管理したいか、御意向を確認します。
- ② 市町村に委託したいと回答頂いたときは、必要に応じて、市町村と協議の上、経営管理の委託手続きを行います。

- ③ 林業経営に適した森林は、意欲と能力のある林業経営者に経営管理を再委託し、
- ④ 林業経営に適さない森林は、市町村が森林を管理します。



林業経営に
適した森林

③
経営管理を
再委託

林業経営に
適さない森林

④



市町村が管理



お問い合わせ先

農林水産省林野庁森林利用課

☎ 03-6744-2126

✉ shinrin_keieikanri@maff.go.jp

または
お住まいの都道府県・市町村の林務担当部局
まで

